# 大阪市立総合医療センターの研究活動における不正行為への対応等に関する要綱

# 第1章 総括

(趣旨)

第1条 本要綱は、大阪市立総合医療センター(以下「センター」という。)として、センターの研究活動における不正行為を防止するとともに、発生した不正行為の疑惑に対し、迅速かつ、的確に対応するために事項を定めることを通じて、センターにおける研究の公正性を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 研究不正対応等のガイドライン 文部科学省作成の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
  - (2) 特定不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用の行為であり、研究不正対応等のガイドラインにおいて下記のように定められたもの
    - 捏 造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
    - 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
    - 盗 用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語 を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
- 2 前頁に掲げるもののほか、この規程における用語の定義は、大阪市立総合医療センター競争的 資金等の不正使用防止に関する要綱(以下「競争的資金等不正使用防止要綱」という。) に定め るところによる。

(適用範囲)

第3条 本要綱は、センターにおける研究業務のうち、競争的資金等に係る事業において実施する研究における特定不正行為に適用する。なお、競争的資金等の取扱いに係る案件は、競争的資金等不正使用防止要綱に定める。

(責任体系)

- 第4条 研究活動における不正行為を防止するための責任体系は、競争的資金等不正使用防止要 綱第4条に定める。
- 第2章 不正行為を抑止する環境整備

(研究倫理教育)

第5条 研究活動に関わる者は、求められる倫理規範を習得等させるための教育(以下「研究倫理教育」という。)を受けなければならない。

(研究データ管理・保管・開示)

- 第6条 研究記録の保存期間について、データの性質や研究分野の特性等を踏まえ、研究の終了 について報告された日から5年を経過した日又は当該研究の結果の最終の公表について報告さ れた日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間を基準として定め、適切かつ実効的 な運用を行う。
- 2 研究者は、前項で定めた保存期間により研究データを保存し、不正行為の疑いを受けた場合等 必要な場合には開示しなければならない。
- 3 前頁に基づき研究者が研究データを開示するにあたっては、センターは、開示する内容及び方法、開示する相手先について、データの特性や研究分野の特性等に配慮して開示させるものとする。

#### 第3章 特定不正行為の告発への対応

(告発等受付窓口)

- 第7条 センター内外からの特定不正行為に関する通報又は告発及び告発の意思を明示しない相談を受ける告発等受付窓口の設置については、競争的資金等不正使用防止要綱第6条に定める。
- 2 告発等は、書面、電話、FAX、電子メール、面談など、通報者、告発者又は相談者等の選択 した方法で受けるものとする。

(告発等の取扱い)

第8条 告発等の取扱いは、競争的資金等不正使用防止要綱第8条に定める。

(告発者・被告発者等への配慮)

- 第9条 センターは、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由 に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取り扱いをしてはならない。
- 2 センターは、競争的資金等不正使用防止要綱第 10 条による一時的措置を除き、相当な理由な しに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止 したり、解雇、降格、減給その他不利益な取り扱いをしてはならない。
- 3 センターは、調査協力者等が不利益を受けることがないよう十分配慮するものとする。

## 第4章 特定不正行為の告発に係る事案の調査

第1節 調査を行う機関

(調査を行う機関)

- 第 10 条 職員等に係る特定不正行為の告発等があった場合、原則として、センターが告発された 事案の調査を行う。
- 2 被告発者が職員及び他の研究機関の研究者の複数の場合、原則として被告発者が告発された事 案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、センターを含め所属する複数の研究機 関が合同で調査を行う。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、 関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができるものとする。
- 3 被告発者が職員等であり、他の研究機関で行った研究活動に係る告発等があった場合、センターと当該研究機関が合同で、告発された事案の調査を行う。

- 4 被告発者が他の研究機関に所属する研究者であり、センターで行った研究活動に係る告発等があった場合、当該研究機関とセンターが合同で、告発された事案の調査を行う。
- 5 被告発者が法人を離職した研究者であり、被告発者が職員等である機関に告発された事案に係る研究活動を行っていた場合、現に所属する研究機関とセンターが合同で、告発された事案の調査を行う。ただし、被告発者がセンターを離職後、どの研究機関にも所属していない場合、センターが告発された事案の調査を行う。
- 6 被告発者が職員等であり、被告発者が以前に他の研究機関に所属した機関に告発された事案に 係る研究活動を行っていた場合、センターと当該研究機関が合同で、告発された事案の調査を 行う。
- 7 前 6 項においてセンターが告発された事案の調査を行うこととなった場合、被告発者が現にセンターに所属しているかどうかにかかわらず、センターは誠実に調査を行わなければならない。
- 8 第1項から第6項においてセンターが告発された事案の調査を行うこととなった場合であって も、告発された事案に係る研究活動の所管機関等が、センターによる当該調査の実施が極めて 困難であると特に認めた場合は、当該所管機関等が当該調査を行うものとする。この場合、セ ンターが当該所管機関等から協力を求められた場合、誠実に協力しなければならない。
- 9 センターは、他の機関や学協会等の科学コミュニティ調査を委託すること又は調査を実施する 上での協力を求めることができる。このとき、第9条に定める告発者・被告発者等の配慮及び 第4章の特定不正行為の告発に係る事案の調査は、委託された機関等又は調査に協力する機関 等に準用されるものとする。

第2節 告発に対する調査体制・方法

(予備調査)

- 第 11 条 病院長は、必要に応じて特定不正行為の疑義が生じている研究分野におけるセンター内 の専門家等の協力を得て、次の各号に掲げる事項について、予備調査を実施する。
  - (1) 告発された特定不正行為が行われた可能性
  - (2) 告発の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性
  - (3) 告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、各種計測データ等を記録した紙及び電子媒体、実験・観察ノート、診療記録、研究資料等、研究成果の事後の検証を可能とするものについて、センターが定める保存期間又は当該研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えるか否か
- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、第1項 の事項のほか、取り下げに至った経緯・事情を踏まえ、特定不正行為の問題として調査すべき ものか否か調査する。

(本調査)

- 第12条 病院長は、予備調査の報告を受けたときは、速やかに本調査の実施の要否を決定する。
- 2 病院長は、告発を受け付けた後、本調査を実施するか否か、特段の事情がない限り、概ね 30 日以内に決定する。

- 3 病院長は、本調査の実施を決定したときは、告発者及び被告発者に対し、本調査を実施することを通知し、調査への協力を求める。被告発者が他機関に所属している場合は、その所属機関の長にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承した時を除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者を特定されないよう周到に配慮しなければならない。
- 4 前項に定めるもののほか、病院長は、当該告発に係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関等及び文部科学省に対して本調査の実施を報告する。

#### (調査委員会)

- 第13条 病院長は、本調査の実施のため競争的資金等不正使用防止要綱第9条に定める調査委員会を設置する。
- 2 病院長は、調査委員会のすべての委員の氏名及び所属を、告発者及び被告発者に通知するものとする。これに対して、告発者及び被告発者は、原則として 10 日以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、病院長は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 3 調査委員会の事務は、競争的資金等不正使用防止要綱第4条に定めるコンプライアンス事務局が行なう。

(調査の方法)

- 第 14 条 調査委員会は、本調査の実施の決定後、原則として 30 日以内に本調査を開始しなければならない。
- 2 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、各種計測データ等を記録した紙及び 実験・観察ノート、診療記録その他資料の精査及び関係者からの聴取等により行う。この際、 被告発者の弁明の聴取が行わなければならない。
- 3 調査委員会が再実験等を求める場合は、原則として、厚生労働省「厚生労働分野の研究活動に おける不正行為への対応等に関するガイドライン(平成27年1月16日科発0116第1号厚生 科学課長決定)(以下、「厚労省ガイドライン」という。)に準じた方法・権限により対応する。

### 第3節 特定不正行為の認定

(認定)

- 第 15 条 調査委員会は、原則として本調査の開始後概ね 150 日以内に調査を完了し、調査した 内容をまとめ、病院長に報告する。
  - (1) 特定不正行為等が行なわれたか否か
  - (2) 特定不正行為が行なわれたと認定したときは、その内容、特定不正行為に関与した者とその度合、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割
  - (3) 特定不正行為が行なわれなかったと認定したときは、告発が告発者の悪意に基づくものであったか否か

- 2 前項の第3号の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。 (調査結果の通知及び報告)
- 第16条 病院長は、調査結果(認定を含む。以下同じ。)を速やかに告発者及び被告発者(被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に通知しなければならない。被告発者がセンター以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも当該調査結果を通知する。
- 2 前項に定めるもののほか、病院長は当該事案に係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて 行われたものであるときは、当該配分機関等及び文部科学省に対して調査結果を報告するもの とする。
- 3 病院長は、前条の調査の結果、告発者の悪意に基づく告発であったと認定された場合において、 当該告発者が他機関に所属するときは、当該他機関の長にその旨通知するものとする。 (不服申立て)
- 第17条 特定不正行為と認定された場合、被告発者又は告発が悪意に基づくものであったと認定された告発者(被告発者の不服申立ての審査において悪意に基づくと認定された者を含む。)は通知を受けた日から起算して、10日以内に病院長に対して理由を付した上で不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。
- 2 病院長は、特定不正行為を行ったと認定された被告発者からの不服申立てを受け付けたときは、 告発者にその旨を通知するとともに、当該被告発者が他機関に所属するときは、当該他機関の 長にその旨を通知する。
- 3 病院長は、告発が悪意に基づくものであったと認定された告発者からの不服申立てを受け付けたときは、被告発者にその旨を通知するとともに、当該告発者又は被告発者が他機関に所属するときは、当該他機関の長にその旨通知する。
- 4 病院長は、第2項及び第3項の不服申立てについて、当該告発に係る研究活動が他機関からの 資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関等及び文部科学省に対してその旨 報告する。加えて不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(不服申立ての審査等)

- 第 18 条 病院長は、不服申立ての審査(再審査を含む。以下同じ。)を、当該本調査を行った調査委員会に行わせる。
- 2 前項の不服申立ての審査において、新たに専門性を要する判断が必要となる等の事情がある場合、病院長は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。ただし、法人が当該不服申立てについて当該調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。
- 3 特定不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会(前項の調査委員会に代わる者を含む。以下本条において同じ。)は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査は行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに病院長に報告し、病院

長は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認 定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものであると調査委員会が判断するときは、病院長 は以後の不服申立てを受け付けないことができる。

- 4 第1項の不服申立てについて、再調査を実施する決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を実施せず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちにその旨を病院長に報告し、病院長は被告発者に当該決定を通知する。
- 5 病院長は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知 する。
- 6 調査委員会が再調査を開始した場合は、原則として 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否か を決定し、その結果を直ちに病院長に報告する。
- 7 第3項の悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、病院長は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。
- 8 第3項の悪意に基づく告発と認定された告発者からの不服申立てについては、原則として30 日以内に再調査を行い、その結果を直ちに病院長に報告する。病院長は、当該結果を告発者、 告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えてその事案に係る当該配分機関等及び文 部科学省に対してその旨を報告する。

(調査結果の公表)

- 第19条 病院長は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、次の調査結果を速やかに 公表する。
  - (1) 特定不正行為に関与した者の氏名及び所属
- (2) 特定不正行為の内容
- (3) 病院長が公表時までに行った措置の内容
- (4)調査委員会委員の氏名及び所属
- (5)調査の方法、手順等
- (6) その他必要な事項
- 2 病院長は、特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表する。

(告発者及び被告発者に対する措置)

第20条 特定不正行為が行われたとの認定があった場合、特定不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)の中でセンターに所属する被認定者に対して、病院長は第3項に基づき適切な処置をとるとともに、特定不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された場合、センターに所属する告発者に対して、病院長は次項に基づき適切な処置を行う。
- 3 前2項の処置については、地方独立行政法人大阪市民病院機構職員懲戒規程に基づき設置される職員懲戒審査委員会の調査結果により、不正の内容、関与した者及びその規程等について明確にした上で就業規則第52条に定める懲戒処分を行う。さらに、行為の悪質性が高い場合には、被法人は刑事告発や民事訴訟の法的な手続きをすることがある。

(情報漏えいの防止)

- 第21条 病院長は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、 調査関係者以外に漏えいしないよう十分配慮する。
- 2 調査の実施等事案の処理に当たっては、調査対象の研究活動に係る公表前のデータ又は論文等 の研究上若しくは技術上の秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすること ないよう十分配慮する。

## 第5章 その他

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別途病院長が定める。

附則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する

附則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する